

本人確認書類

有効な原本に限る。コピーは不可。

●確認書類が1点でよいもの

A 欄	運転免許証、日本国旅券（有効旅券、失効後6ヶ月以内）、個人番号カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、航空従事者技能証明書、写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）等
-----	--

●次の場合は2点（B + B）または（B + C）

（注意）B欄のものが1点の場合やC欄のものだけでは受付できません。

B 欄	各種資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）、介護保険証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、各種年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金若しくは恩給等の証書、印鑑登録証明書と登録印※
-----	---

C 欄	失効旅券（失効後6ヶ月を経過した旅券）、会社の身分証明書（写真貼付）、学生証（写真貼付）、公の機関発行の資格証明書、公の機関発行の証明書（納税証明書等）、母子手帳（15歳未満の方）
-----	--

※申請者の世帯主の印鑑登録証明も確認書類の1点となりますが、その場合、世帯主との続柄を確認できる住民票が必要です。

◇該当するものがないなどの場合は事前にご相談ください。

（注意）

- ① 代理人による申請の場合は本人分と代理人分の両方が必要です。
- ② 本人確認書類の内容（氏名・ヨミカタ・本籍・現住所など）が申請書の記載内容と一致しているものに限りです。